

令和2年度 南関町児童クラブ利用案内

南関町では、放課後児童健全育成事業を社会福祉法人舞鶴会に委託して行っており、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童のために、遊びを主とした児童クラブの運営を行っています。

この利用案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、利用者負担額等について記載しています。

入所申込の前や夏休み期間の前によくお読みください。

なお、令和2年度は、今年度実施したアンケートの結果から、入所待機が発生する見込みです。受付期間内に申込みをされたとしても、入所待機となる場合があります。

児童クラブについての南関町ホームページはこちら→
利用案内、入所判定基準、各種書類を掲載しています。



<http://www.town.nankan.lg.jp/page1286.html>
※インターネット接続にかかる通信費は、利用者の負担となります。

1. 入所申込

●【令和2年4月1日からの入所希望】

受付期間	開始	令和2年2月17日(月)
	終了	令和2年2月28日(金)
受付場所、時間	南関町役場 福祉課 子育て支援係 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで ※ 水曜日は午後7時まで	
入所の可否決定通知	令和2年3月上旬頃	

※ 当初の申込みの受付終了後は、二次申込として令和2年3月19日(木)まで受付けます。ただし、当初申込の入所審査及び入所判定が終わった後、定員に空きがある児童クラブへの二次申込のみについて入所審査及び入所判定をし、入所の可否を決定します。また、定員に空きがない児童クラブへの二次申込及び二次申込で優先順位が低い判定となった場合は、入所待機となります。

※ 3月19日(木)より後になされた入所申込については、原則として、5月1日に入所となります。

●【令和2年5月以降(夏休み期間以外)の入所希望(随時受付)】

毎月、定員に空きがある児童クラブへの申込みの入所審査及び入所判定をし、入所の可否を決定します。

受付期間	入所希望月の初日の1週間前の日まで(*) (例)7月入所は6月24日が期限
受付場所、時間	南関町役場 福祉課 子育て支援係 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで ※ 水曜日は午後7時まで
入所の可否決定通知	入所希望月の初日の3日前頃

* その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日

●【夏休み期間の入所希望】

4月以降入所し、利用していても、夏休み期間の利用を希望する場合、別途入所申込が必要です。詳しくは、5月頃お知らせをします。

なお、夏休み期間の入所判定では、夏休み期間より前から継続して入所している児童を優先します。

受付期間	令和2年6月上旬から令和2年6月中旬まで
受付場所、時間	南関町役場 福祉課 子育て支援係 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで ※ 水曜日は午後7時まで
入所の可否決定通知	令和2年7月上旬頃

2. 入所資格要件

児童クラブへの入所資格要件は、以下のア～ウの要件をすべて満たしているものとしています。

- ア 小学校に就学している児童であって、その保護者(父母以外である場合、18歳以上65歳未満の者に限ります。)が労働等により昼間(放課後及び授業の休業日に保育が必要な時間をいいます。)家庭にいないこと
- イ 南関町内の小学校に在学する児童であること
- ウ 障がい(※)を有する児童等(※)にあつては、運営事業者と保護者で事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応並びに必要なとする支援内容等を確認し、運営事業者が支援可能と判断していること
 - ※ 身体障害者手帳若しくは療育手帳又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けている児童、特別支援学級に在籍(予定を含む)している児童又は医師により心身障がいの診断をされた児童をいいます。

また、町が特に必要があると認める場合は、この限りではありません。

3. 提出書類

適確な入所審査及び入所判定を実施するために、次の書類(以下「申込書等」といいます。)をすべてそろえて提出してください。これらの書類の様式は、町HPに掲載し、各児童クラブ、南関第二小学校、南関第四小学校及び役場福祉課に備付けています。

- ① 加入申込書
- ② 放課後児童クラブの入所に関する確認書(同意書)【役場提出用】
- ③ 入所審査及び入所判定に必要な添付書類として、下の各表で保護者が該当するもの
 - ・保護者全員について、添付書類が必要です。
 - ・勤務先等が証明(作成)する書類もあります。入所申込受付期間に間に合うように準備してください。
 - ・入所申込児童の弟又は妹について、令和2年度保育所等入所申込をし、その際に添付書類を提出し、かつ、その内容に変更がない場合は、添付書類の提出の必要はありません。

●【保護者の状況を示す書類】

保護者の状況	必要添付書類
就労 自営業(個人事業主) ※内定・予定を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ※雇用主(事業主)が証明したものを提出してください ・自営業(個人事業主)及びその専従者は、事業主の確定申告書の控えのコピー
就学	在学証明書(学生証)等のコピー ※入所月より前に卒業又は退学する場合、入所後4か月目の7日までに就労を開始する必要があり、入所後3か月以内にその就労証明書の提出が必要です。
疾病・負傷・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳のコピー 又は ・医師による診断書のコピー ※入所資格要件の判断ができる内容の記載があるもの
親族の看護・介護	<ul style="list-style-type: none"> ・看護又は介護を受けている人の医師による診断書のコピー 若しくは ・障害者手帳のコピー又は介護を必要とすることを証明できるもの ※介護保険認定書等、看護期間の記載があり、病状等がわかること
災害	罹災証明書のコピー等、災害の度合いが確認できるもの

※ ここに定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります。

●【調整指数を判定する書類】

状況	必要添付書類
離婚調停中	調停期日等呼出状又は家庭裁判所における係属証明書のコピー等、離婚調停中であることが判断できる書類
障がい(※)を有する児童等	児童の身体障害者手帳若しくは療育手帳、障害福祉サービス受給者証又は医師による診断書のコピー

4. 入所する児童クラブ

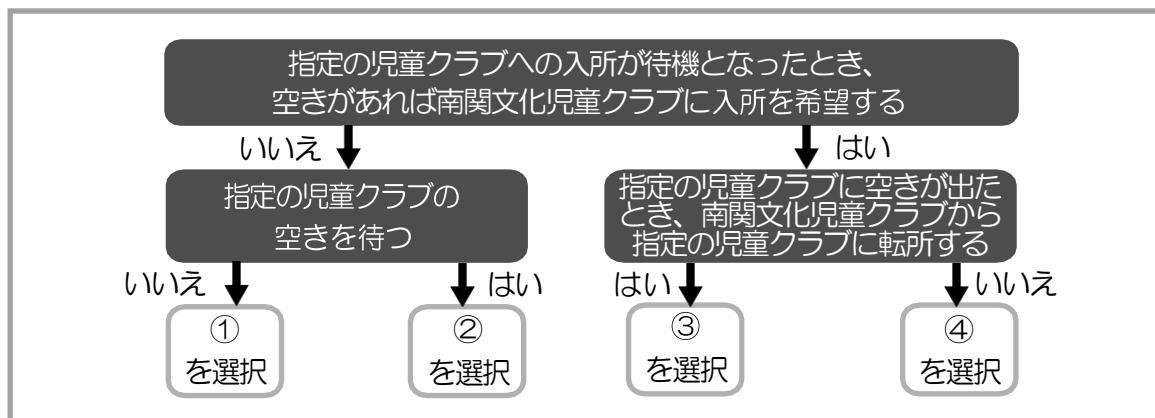
(1) 入所する児童クラブの指定

通学する小学校によって、入所する児童クラブを指定しています。希望によって、入所する児童クラブを選択することはできません。

(2) 指定の児童クラブが定員超過で入所できない場合

指定の児童クラブが定員超過で入所できない場合のその後の取扱いは、入所申込時に次の4つから選択していただきます。

- ① 「申込みを取り下げる。」
入所不承認通知をもって、入所申込はキャンセルとなります。提出していただいた申込書等は、なかったものとみなし、その後、入所を再度希望する場合、申込書等を再提出していただきます。
- ② 「申込みを継続し、空きを待つ。」
指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。ただし、最初の連絡開始日の次の開庁日までに「入所する」旨の連絡がない場合、次の優先順位者に移行します。
- ③ 「空きがあれば南関文化児童クラブに入所し、指定の児童クラブの空きを待つ。」
指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。ただし、最初の連絡開始日の次の開庁日までに「入所する」旨の連絡がない場合、次の優先順位者に移行します。
- ④ 「空きがあれば南関文化児童クラブに年度末までは入所し、指定の児童クラブへの申込みを取り下げる。」
指定の児童クラブに空きが出た場合でも、年度内はご連絡しません。



※ ③又は④を選択し、その年度内に南関文化児童クラブに入所した場合であっても、その翌年度は指定の児童クラブでの申込みとなります。

5. 入所審査及び入所判定

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員(受入可能な人数)を定めています。

定員を超える入所申込がある場合、「南関町放課後児童クラブ入所事務取扱基準」(町HPに掲載又は役場福祉課に備付け)に基づき、入所判定を行います。詳しくは、次ページ及び「南関町放課後児童クラブ入所事務取扱基準」をご覧ください。

入所審査及び入所判定は、提出された書類に基づいて行いますので、「3. 提出書類(P 2)」で必要な添付書類を確認した上で、書類をすべてそろえて提出してください。

入所審査及び入所判定の結果、入所を決定するときは「入所決定通知書」により、入所を保留するとき(入所待機となったとき)は「入所保留通知書」により、入所を承認しないときは「入所不承認通知書」により申込者に通知します。

「南関町放課後児童クラブ入所事務取扱基準」の別紙「南関町児童クラブ入所判定基準(以下「判定基準」といいます。)」は、次に示す「入所の可否の決定に当たっての基本的な考え方」に基づき、★印で示す入所判定の必要が生じたときに用いるものです。

ただし、二次申込については、当初申込の入所審査が③まで終わった後、定員に空きがある児童クラブのみについて①から順に入所審査及び入所判定をし、入所の可否を決定します。

●入所の可否の決定にあたっての基本的な考え方

①	1年生～3年生の児童の入所の可否の決定
---	---------------------

入所資格要件を満たしていれば、入所できる
ただし、より低学年から順に、同学年全員を入所決定すると定員を超える場合、入所判定を行う★

- ・ 1年生全員の入所ができない場合…
判定基準に基づき、1年生の入所判定を行う★
2年生以上は、入所判定を行わずに全員入所待機とし、待機優先順位は判定基準に基づく
- ・ 1年生全員の入所はできたが、2年生全員の入所ができない場合…
1年生は、入所資格要件を満たしていれば入所を決定する
判定基準に基づき、2年生の入所判定を行う★
3年生以上は、入所判定を行わずに全員入所待機とし、待機優先順位は判定基準に基づく
- ・ 2年生全員の入所はできたが、3年生全員の入所ができない場合も同様の決定方法とする



②	4年生～6年生の児童で、①で入所決定された児童に弟又は妹がいる児童の入所の可否の決定
---	--

入所資格要件を満たしていれば、入所できる
ただし、より低学年から順に、同学年全員を入所決定すると定員を超える場合、入所判定を行う★

- ・ 4年生全員の入所ができない場合…
判定基準に基づき、4年生の入所判定を行う★
5年生以上は、入所判定を行わずに全員入所待機とし、待機優先順位は判定基準に基づく
- ・ 4年生全員の入所はできたが、5年生全員の入所ができない場合…
4年生は、入所資格要件を満たしていれば入所を決定する
判定基準に基づき、5年生の入所判定を行う★
6年生は、入所判定を行わずに全員入所待機とし、待機優先順位は判定基準に基づく
- ・ 5年生全員の入所はできたが、6年生全員の入所ができない場合も同様の決定方法とする



③	4年生～6年生の児童で、②で対象とならなかった児童の入所の可否の決定
---	------------------------------------

入所資格要件を満たしていれば、入所できる
ただし、より低学年から順に、同学年全員を入所決定すると定員を超える場合、入所判定を行う★

- ・ 4年生全員の入所ができない場合…
判定基準に基づき、4年生の入所判定を行う★
5年生以上は、入所判定を行わずに全員入所待機とし、待機優先順位は判定基準に基づく
- ・ 4年生全員の入所はできたが、5年生全員の入所ができない場合…
4年生は、入所資格要件を満たしていれば入所を決定する。
判定基準に基づき、5年生の入所判定を行う★
6年生は、入所判定を行わずに全員入所待機とし、待機優先順位は判定基準に基づく
- ・ 5年生全員の入所はできたが、6年生全員の入所ができない場合も同様の決定方法とする。

6. 児童クラブの概要

(1) 支援及び活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の支援及び活動を行っています。

- ① 児童の健康管理、衛生管理、安全確保、情緒の安定
- ② 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑥ その他児童の健全育成に必要な活動

(2) 開設する児童クラブ

名称	場所	対象児童	定員
南関文化児童クラブ	認定こども園 文化幼稚園内 (南関町大字関下1933番地)	南関第二小学校又は南関第四小学校に在学する児童	36人
南関一小児童クラブ	南関第一小学校内	南関第一小学校に在学する児童	40人
南関三小児童クラブ	南関第三小学校内	南関第三小学校に在学する児童	36人

(3) 開所日と開所時間

通所(下校時以外)及び帰宅の際、保護者等による送迎又は付き添いをお願いしています。

開所日	開所時間
学校の休業日以外(平日)	下校時から午後6時30分まで
土曜日及び学校行事等振替休日	午前7時30分から午後6時30分まで ※ 南関第一小学校周辺の道路では、午前7時30分から午前8時30分までの間、車の通行が禁止されています。この時間に車で送迎をする場合は、玉名警察署交通課で通行許可を受ける必要があります。通行許可申請書関係書類は、町HPに掲載し、役場福祉課に備付けています。
長期休業日(春・夏・冬休み)	

※ 午後6時30分を過ぎて利用した場合、別途延長利用料の支払いが必要です。

(4) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日並びに8月13日～15日、12月31日及び1月2日～3日
- ② その他町長が必要と認める日

(5) 各種届

名称	内容	提出期限	備考
退所届	児童クラブを退所する	退所希望月の末日の1週間前の日(*)	提出が遅れると、退所希望月より後の利用者負担金の支払いが必要となります。
休所届	月の初日から末日まで、児童クラブを休所する	休所希望月の初日の1週間前の日(*)	原則として、休所期間は1か月以内とします。1か月を超えて休所する場合は、状況によっては、退所となります。
申込内容変更届	入所申込の内容に変更があった	速やかに	変更後の書類も提出してください。 変更の内容によっては、退所となります。

* その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日

7. 各種料金

(1) 利用者負担金(保育料)

利用時期	児童1人あたりの金額
夏休み期間以外	5,000円(月額)
夏休み期間	11,000円

※ 日割りでの計算及び返還は、行いません。

※ 次に示すおやつ代及び保険代並びに運営事業者が徴収するその他の経費を除きます。

(2) おやつ代及び保険代

費用		児童1人あたりの金額
おやつ代	夏休み期間以外	1,000円(月額)
	夏休み期間	1,000円
保険代 (事務手数料含む。年度内有効。)		1,000円

※ 日割りでの計算及び返還は、行いません。

(3) 延長利用料

午後6時30分を過ぎて利用した場合、延長利用料の支払いが必要です。

延長利用料 (児童1人あたりの金額)	300円/15分
-----------------------	----------

8. 問い合わせ先

(1) 運営事業者

名称及び所在地	連絡先	運営する児童クラブ
社会福祉法人 舞鶴会 〒861-0805 南関町大字関下1933番地	0968-53-1888	南関文化児童クラブ 南関一小児童クラブ 南関三小児童クラブ

(2) 南関町役場

担当部署及び所在地	連絡先
福祉課 子育て支援係 〒861-0898 南関町大字関町1316番地 南関町役場 1階 左手	0968-57-8503